

○小田原市健康増進計画策定委員会設置要綱

(平成23年6月1日)

小田原市健康増進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画として、小田原市健康増進計画（以下「計画」という。）を策定するため、小田原市健康増進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、計画の内容の検討に関する事、その他計画の策定に必要な事項とする。

(委員)

第3条 委員会の委員は、委員18人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が決定する。

- (1) 別表に掲げる団体等から推薦された者
- (2) 公募により選出された市民

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による決定の日から平成25年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の運営上必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福祉健康部健康づくり課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名等	人数
学識経験者	1
社団法人小田原医師会	1
社団法人小田原歯科医師会	1
社団法人小田原薬剤師会	1
神奈川県小田原保健福祉事務所	1
財団法人小田原市体育協会	1
小田原市小学校長会	1
小田原市中学校長会	1
その他市長が必要と認める団体	7